

「対訳版 ISO 22000:2018 食品安全マネジメントシステム—フードチェーンのあらゆる組織に対する要求事項」正誤票 ver.3

次のとおり誤りがございましたので、お詫びして訂正いたします。
(発送時期により、一部訂正を反映済みの対訳版がございます。)

訂正箇所	誤	正
P.4 3.18 注記1 4行目	— 動物用食品は、ペットのような非食料生産動物に与えることが意図している。	— 動物用食品は、ペットのような非食料生産動物に与えることを意図している。
P.17 8.2.1	組織は、製品、製品加工工程及び作業環境での汚染(食品安全ハザードを含む)の予防及び/又は低減を容易にするために、PRP(s)を確立、実施、維持及び更新しなければならない。	組織は、製品、製品加工工程及び作業環境での汚染物質(食品安全ハザードを含む)の予防及び/又は低減を容易にするために、PRP(s)を確立、実施、維持及び更新しなければならない。
P.18 8.2.4	g) 搬入される材料の受け入れ、保管、発送、輸送及び製品の取扱い；	g) 搬入される材料の受け入れ、製品の保管、発送、輸送及び取扱い；
P.18 8.3 第1段落	トレーサビリティシステムは、供給者から納入される材料及び最終製品の最初の流通経路を一意的に特定できなければならない。	トレーサビリティシステムは、供給者から納入される材料及び最終製品の最初の流通経路を一意的に特定できなければならない。
P.19 8.4.2	b) 緊急事態又はインシデント及び潜在的な食品安全への影響の度合いに応じて、緊急事態のもたらす影響を低減する処置をとる；	b) 緊急事態又はインシデントの度合い、及び潜在的な食品安全への影響に応じて、緊急事態のもたらす影響を低減する処置をとる；
P.19 8.4.2	d) 何らかのインシデント、緊急事態又は試験の後は、文書化した情報をレビューし、必要に応じて更新する。	d) 何らかのインシデント、緊急事態の発生又は試験の後は、文書化した情報をレビューし、必要に応じて更新する。
P.22 8.5.2.2.3	a) 適用される法令、規制及び顧客要求事項が特定されることを確実にしなければならない；	a) 適用される法令、規制及び顧客要求事項が特定されることを確実にする；
P.23 8.5.2.4.1 b)	1) 特定された重大な食品安全ハザードへの影響；	1) 特定された重要な食品安全ハザードへの影響；

P.25 8.7 第一段落	組織は、指定のモニタリング及び測定方法及び使用される装置が、PRP(s)及びハザード管理プランに関連した、モニタリング及び測定活動にとって適切であるという証拠を提示しなければならない。	組織は、指定のモニタリング及び測定方法及び使用される装置が、PRP(s)及びハザード管理プランに関連した、モニタリング及び測定活動にとって適切であるという証拠を提示しなければならない。
P.28 8.9.4.1 第一段落	組織は、次の事項のいずれかを提示することが可能である場合を除き、安全でない可能性がある製品がフードチェーンに入ることを予防するための処置をとらなければならない：	組織は、次の事項のいずれかを提示することが可能である場合を除き、安全でない可能性がある製品がフードチェーンに入ることを予防するための処置をとらなければならない：
P.28 8.9.4.2 第一段落	不適合によって影響を受けた製品のそれぞれロットは、評価しなければならない。	不適合によって影響を受けた製品のそれぞれのロットは、評価しなければならない。
P.29 8.9.5 最終段落	組織は、回収/リコールプログラムの実施及び適切な手法(例えば、模擬回収/リコール、又は回収/リコール演習)の使用を通じての有効性を検証し、かつ、文書化した情報として保持しなければならない。	組織は、回収/リコールプログラムの実施及び有効性を適切な手法(例えば、模擬回収/リコール、又は回収/リコール演習)の使用を通じて検証し、かつ、文書化した情報として保持しなければならない。